

みなさん こんにちは 中村です。お元気でご活躍のことと思います。規制緩和でビジネスチャンスが生まれるというのは本当？改正道交法の施行で駐車違反の取締りが民間委託されることになりました。警察庁が開いた説明会に、新規参入を目指した警備業や、ビル管理業など約900の法人が殺到したそうです。これは官から民への例。そういえば、街を走るタクシーも増えたような気がしますね。勤務時間やお給料が変わったという話も聞きます。規制緩和の先輩、アメリカの航空自由化や、トラック運輸の例を見てもわかるように、自由競争が徹底されれば、良い事ばかりではないようです。誰のための何のための規制緩和なのか、もう一度良く考えて進めてほしいですね。我が国を21世紀に向けた「光り輝く国」に。

## 16年廃棄物処理法改正の概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」が平成16年10月27日公布、施行(一部については平成16年12月10日又は平成17年4月1日)されました。

### 車両に「産廃運搬」表示!! ~ 運搬する車両に表示と書面携帯が義務付けられます ~

産業廃棄物を収集又は運搬する時には、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けておくことが義務付けられました。(平成17年4月1日施行)

環境省では産業廃棄物の不法投棄抑止策の一環として産廃を運送するすべての車両(都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も義務付けの対象となります。)の車体に「産業廃棄物運搬車」などと文字で表示することを義務付ける方針を決めた。また、不法投棄パトロールで業者らの言い逃れを封じるため、必要書類を車内に備え付けさせる。処理基準に違反した業者には都道府県知事から改善命令が出るほか、従わなければ三年以下の懲役または三百万円以下の罰金を科す。

#### 車体に表示する内容および備え付ける書面(施行規則第7条の2の2)

	事業者 (自ら運搬する場合)	産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
車体へ表示する内容	産業廃棄物の収集運搬用車両であること 氏名又は名称	産業廃棄物の収集運搬用車両であること 氏名又は名称 統一許可番号(下6桁)
文字の大きさ	(140ポイント以上の大きさの文字及び数字) 、 (90ポイント以上の大きさの文字及び数字)	
備え付ける書面	以下の内容を記載した書面  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名又は名称及び住所</li> <li>・運搬する産業廃棄物の種類及び数量</li> <li>・積載日</li> <li>・積載した事業場の名称、所在地、連絡先</li> <li>・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先</li> </ul> </div>	許可証の写し 以下の書類のいずれか ----- ア 紙マニフェスト交付の場合 交付されたマニフェスト ----- イ 電子マニフェスト登録の場合 ・電子マニフェスト使用証 ・以下の内容を記載した書面 あるいは電子データ (内容を容易に表示できること。 通信による方法も可)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬する産業廃棄物の種類、数量</li> <li>・委託者の氏名又は名称</li> <li>・積載日</li> <li>・積載した事業場の名称、連絡先</li> <li>・運搬先の事業場の名称、連絡</li> </ul> </div>

お問合せ先  
 東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課  
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1  
 (都庁第二本庁舎9階)  
 電話03-5388-3586~9  
 ホームページ  
<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp>

(河野)

#### コラム

#### 花粉症の症状を悪化させないために

今年は、去年の猛暑の影響もあり花粉の量が3倍にもなると言われています。しかし、花粉症の増悪因子は花粉以外にもいくつかあり、毎日の生活も関係していると言われています。例えば、喫煙は鼻やのどの過敏性の高まっている粘膜を刺激したり、症状を悪化させたりすると考えられています。また、飲酒は健康な場合でも鼻粘膜の充血をまねき、鼻づまりを起こしますが、花粉症の際には症状をより悪化させる要因になると考えられています。他にも、寝不足や過労なども花粉症の増悪因子だと指摘されているので、この季節は特に規則正しい生活を心がけ、十分な睡眠をと

## シリーズ建設業 Q & A

Q. 経営事項審査の職員数とは?

A. 経審では、「職員数」として、決算日現在における建設業に従事する常勤の職員数が審査されます。法人の場合は、非常勤を除く役員と雇用期間を特に限定することなく決算日までに採用されて常時雇用されている者をいい、個人の場合は、常時雇用されている者と事業主となります。兼業があり、事務・管理部門の従業員で建設業と兼務している職員の数、直前決算の完成工事高と兼業売上高との比率により按分して記入します。

職員の常勤性については、健康保険や厚生年金の加入状況、賃金の支払状況などによって確認されます。

(南坂)